

利用者も

働く人も

# 正しく選ぼう

# サ高住

## サービス付き高齢者向け住宅



大阪府の特徴は在宅サービスの利用が多いこと(図1)。全国では居宅サービスの利用者数は68%なのに対し、大阪府は76.2%。費用では、全国が5割なのに対し、大阪府は63%。特に、訪問介護の事業者数は被保険者1,000人当たり1.64カ所で、全国の2倍にも達します。

また大阪府では、有料老人ホーム+サービス付き高齢者向け住宅(以下、サ高住)の合計戸数は2010年の1万7,900戸が、2015年7月で約6万戸に増加。府内の介護保険施設を上回る水準に達していました。

さらに衝撃的だったのが、そのサービス提供実態です。訪問系のサービスを利用する有料老人ホームの住宅型とサ高住では、「区分支給限度基準額の約9割までの介護サービスが利用」されていました。要介護3以上でみると、特養ホームの給付額を上回る水準。在宅のはずなのに、施設よりもお金がかかっているという状態です。こうした高齢者向け住宅の入居者は住所地を自宅に残したままの人も多く、保険者の把握が難しい現実があります。今回の調査も捕捉できたのは36%でした。

訪問介護などの訪問サービスを目いっぱい詰め込んだケアプランを作っているケアマネがいるのは間違いありません。本当に適切なものかという目が向けられるのは仕方がないかもしれません。報告書では対策として、今後、実態把握、指導監督のあり方の総合的な議論や、集中的なケアプラン点検の必要性を挙げています。

高齢者向け住宅で1人当たりの単価が高くなっている点について、“国の金庫番”の財務省も見逃すわけがありません。4月に財政制度等審議会財政制度分科会に提出した資料の中では、「必要以上に在宅サービスの提供がなされていないか、2018年度の報酬改定に向けて実態調査を行った上で給付の適正化に向けた介護報酬上の対応を検討すべき」と改革の方向性が提案されました。厚労省も論点として取り上げざるを得ないわけです。

高齢者向け住宅が急増している背景にあるのが、2010年10月に制度が始まった「サービス付き高齢者向け住宅」。整備数は全国でバラつきがありますが、大阪府は6月末現在、2万3,000戸で全国の1割強を占めトップ。2位

「サービス付き高齢者向け住宅など集合住宅の給付を適正化すべき」

来年4月に向けて、介護報酬改定の議論を進めている社会保障審議会・介護給付費分科会ではそんな強い声があがっています。7月5日に行われた同分科会。訪問介護の論点の一つとして、「集合住宅におけるサービスの適正化」が示されました。

移動距離が短いから、効率的にサービス提供できるという理由での「同一建物集中減算」は、前回の改定で拡大されたばかり。「居宅介護支援にも、同一建物集中減算を導入すべき」という声も出ており、ケアマネジャーにも無縁ではありません。

今回の震源地は大阪府。厚労省では、保険者を支援するために介護保険の「見える化」システムを開発しています。自治体ごとの高齢化率による違いを調整し、全ての自治体をフラットに給付実態で比較できるようになりました。

その結果、1人当たり給付費がもともと高く、認定率ももともと高かったのが大阪府だったのです。ちなみに、大阪府の第6期の保険料はすでに6,025円と高水準。来期が懸念される状況です。

府では、高齢者保健福祉計画推進会議の下に専門部会を置き、実態をさらに分析。昨年12月に『大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について』として報告書にまとめました。

増えすぎたサ高住  
ケアマネの報酬、減算も?

図1 大阪府の実態

### ○ サービスに関する全国との比較

居宅サービスの利用者数	全国 68%	大阪府 76.2%
居宅介護サービス費の占める割合	全国 52%	大阪府 62.9%
訪問介護事業者数 (被保険者(被保険者1,000人あたり))	全国 0.85カ所	大阪府 1.64カ所

### ○ サ高住の利用実態

大阪府におけるサービスの利用実態

	特養	サ高住
平均	26万430円	19万1,051円
要介護3	24万761円	24万5,582円
要介護4	26万1,283円	27万9,568円
要介護5	28万1,257円	33万1,614円

← 特養より高い。限度額の8割以上までサービスを利用

出典：大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書(2016年12月16日)

